

EDINETタクソノミ（CG・IFRS詳細タグ付け対応版）

タクソノミ要素リスト（案）概要

1. 概要

開示情報は、利便性の高い形で提供されることにより、投資者の投資判断に効果的に活用されます。金融庁ではこのような観点から、投資者がデータを抽出・分析しやすくするための詳細タグを、コーポレート・ガバナンス関連情報及び国際会計基準財務諸表に付すための対応案を検討してきました。本対応案及びタクソノミ要素リスト（案）は、今後予定するタクソノミ設計・開発の基礎となるものです。

[タクソノミ要素リスト（案）]

タクソノミ要素リスト（案）は、詳細タグ付けの対象となる勘定科目及び開示項目について主として業務的観点から整理したものです。XBRLのタグ付けに用いるタクソノミを作成するための基礎となるものであり、今後、タクソノミ設計工程において主として技術的な観点から検討を加え、タクソノミ開発工程に進みます。次の点に御注意ください。

- ・ XBRLの技術的観点から必要となるタクソノミ要素（例えば、目次項目要素）及び属性設定の全てを含むものではありません。
- ・ 種別ラベルについては、代表的なもののみ記載しています。
（詳細な属性設定や種別ラベルはタクソノミ設計工程において補充する予定です。）

2. コーポレート・ガバナンス関連情報詳細タグ付けタクソノミ要素リスト（案）について

2-1. 詳細タグ付けの対象範囲

有価証券届出書（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の四様式（新規公開時）及び第二号の七様式（組織再編成・上場）に限る。）、有価証券報告書（同府令第三号様式又は第四号様式で上場会社（金融商品取引法第24条第1項第1号の「金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券を除く。）」の発行者である会社。以下同じ。）が提出する場合に限る。）及び四半期報告書（同府令第四号の三様式で上場会社が提出する場合に限る。）を対象とします（上場会社でない会社の提出書類については、コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けを任意とします。）。

コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けの対象範囲及び主なタグ付け項目は次のとおりです（詳細は、「コーポレート・ガバナンス関連情報詳細タグ付けタクソノミ要素リスト（案）」を参照）。

対象範囲		主なタグ付け項目
対象書類	目次	
有価証券届出書 有価証券報告書	【従業員の状況】	連結会社及び提出会社のセグメント別の従業員数（セグメントメンバーは経理の状況と同じ。以下同じ。）
有価証券届出書 有価証券報告書	【研究開発活動】	研究開発費（総額及びセグメント別）
有価証券届出書 有価証券報告書	【設備投資等の概要】	設備投資額（総額及びセグメント別）
有価証券届出書 有価証券報告書	【所有者別状況】	所有者別の株主数、所有株式数及び所有株式数の割合
有価証券届出書 有価証券報告書 四半期報告書	【議決権の状況】 中の 【発行済株式】	株式数及び議決権の数の内訳
有価証券届出書 有価証券報告書 四半期報告書	【議決権の状況】 中の 【自己株式等】	自己株式等の内訳
有価証券届出書 有価証券報告書	【配当政策】	剰余金の配当に係る明細
有価証券届出書 有価証券報告書	【役員の状況】	男女別の人数、女性比率 役員ごとの役名、役職、氏名、生年月日、略歴、任期及び所有株式数
有価証券届出書 有価証券報告書	【コーポレート・ガバナンスの状況】	ガバナンス体制等の記載 役員区分ごとの報酬等総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数 役員ごとの報酬等総額 特定投資株式の明細（銘柄、株式数、貸借対照表計上額、保有目的）
有価証券届出書 有価証券報告書	【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	提出会社、連結子会社別の監査証明業務、非監査業務別の報酬
有価証券届出書 有価証券報告書 四半期報告書	監査報告書	監査法人の名称 公認会計士の名称

2-2. タクソノミ要素リスト（案）の作成方法

コーポレート・ガバナンス関連情報詳細タグ付けタクソノミ要素リスト（案）は、企業内容等の開示に関する内閣府令様式及び記載上の注意に基づき作成しています。

2-3. 補足説明

コーポレート・ガバナンス関連情報詳細タグ付けタクソノミ要素リスト（案）は、次の技術的方針を前提としていますが、これらの技術的方針は、タクソノミ設計工程において再検討を行う予定です。

[セグメントごとの情報]

セグメントごとの開示項目の詳細タグ付けについては、財務諸表注記事項のセグメント情報と同じ「事業セグメント [軸]」を用いることを前提としています。

[役員メンバーの設定]

役員ごとに開示情報については、新たに「役員 [軸]」を設定しています。メンバー設定については、次の方針です。

- ・ 役員メンバーは、各提出企業が提出者別タクソノミにおいて設定する。
- ・ 役員メンバーの要素名は、パスポート上の英語名称等を基礎とする。
- ・ 取締役と執行役を兼務する役員についても役員メンバーの設定は、一つとする。一方、役員の状況における表示項目（役職、任期等）は、取締役と執行役とで異なる要素とする。

[繰り返し項目]

複数行にわたり繰り返し記載される事項（「自己株式等」、「保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式の明細」等）は、汎用的なディメンション軸としての「複数行 [軸]」を用いることを前提としています。

3. 国際会計基準詳細タグ付けタクソノミ要素リスト（案）について

3-1. 詳細タグ付けの対象範囲

有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の経理の状況に記載される国際会計基準財務諸表（指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。）に準拠して作成された連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表、財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表をいう。以下同じ。）を対象とします。

国際会計基準財務諸表に係る詳細タグ付けの対象範囲及び主なタグ付け項目は次のとおりです（詳細は、「国際会計基準詳細タグ付けタクソノミ要素リスト（案）」を参照）。

対象範囲	主なタグ付け項目
財務諸表本表	各表に開示される個々の金額
注記事項	項番ごとにテキストブロックでタグ付けし、次の行以下に記載する事項については、別途詳細タグ付け
セグメント情報	報告セグメントごとの収益、利益又は損失、資産、負債等
棚卸資産の内訳	内訳及び合計
有形固定資産の内訳	内訳及び合計に係る期首及び期末の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに簿価
のれん及び無形資産の内訳	内訳及び合計に係る期首及び期末の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額並びに簿価
売上原価の内訳	内訳及び合計
販売費及び一般管理費の内訳	内訳及び合計
その他の収益・費用の内訳	内訳及び合計
金融収益・費用の内訳	内訳及び合計

注）「営業費用の内訳」、「売上原価、販売費及び一般管理費の内訳」等、上記の表中の表現と類似する表現で記載される事項も対象範囲に含みます。上記の対象範囲であっても、各財務諸表において開示対象となっていないものはタグ付け対象外です。

3-2. 詳細タグ付け対応方式概要

現行の方式に替わるものとして、EDINETタクソノミ中に国際会計基準財務諸表の詳細タグ付けに用いる要素を追加します。また、ラベル種別の追加、タクソノミ要素選択の指針等に係るガイドラインの見直しを予定しています。次の素案を基礎にタクソノミ設計工程において詳細を検討します。

[ラベル種別の追加]

次のラベル種別の追加を検討します。

- ・ 代替ラベル
同一の意味に対して複数の科目名称の表現がある要素について、代替的に用いることのできるラベルを設定します。
- ・ セグメント・ラベル
セグメント情報中の開示項目が標準ラベルと異なる場合に用います。

[タクソノミ要素選択の指針改定]

従来、日本基準の財務諸表上の金額のタグ付けにおいては、提出企業が用いる勘定科目の名称とタクソノミ要素の標準ラベルとが完全一致するもののみが選択可能で、選択可能なタクソノミ要素がない場合は、各提出企業において要素追加をすることとしてきました。この度、タクソノミ要素選択の品質を確保しつつ、無用な企業別要素の追加を抑制するため、タクソノミ要素選択に係る基準を次のように改訂することを検討します。

- ・ 日本語標準ラベルの表現及び日本語冗長ラベルの意味に適合するタクソノミ要素を選択する。適切な要素がEDINETタクソノミにない場合は、提出者別タクソノミにおいて要素を追加することが可能。なお、一部の要素については、EDINETタクソノミ上、あらかじめ代替ラベルを用意しているので、当該代替ラベルを参考にすることができます。
- ・ 合計値等、用途別ラベルを用いるものは、EDINETタクソノミに設定されている用途別ラベルと異なっても可とし、提出企業ごとに用途別ラベルの代替ラベルを設定できるものとする。
- ・ 用途別ラベルを用いる場合を除き、勘定科目の表示名称とタクソノミ要素の標準ラベルが一致することを原則とする。ただし、表現上の形式的な差異のみをもって不一致とはしない。表現上の形式的な差異とは例えば次のようなもの：
 - (a) 「及び」、「」、「・」の相違又は有無
 - (b) 漢字、ひらがな、カタカナの相違（例：「たな卸資産」と「棚卸資産」は同一）
 - (c) 正值・負値の説明文言の相違又は有無（例：「（△は益）」の有無又は表現の相違）
 - (d) 流動・非流動区分における区分名称の有無（例：非流動区分における「その他の金融資産」と「その他の非流動金融資産」は同一）
 - (e) 内訳の最後の行に記載される「その他」と「その他の〇〇」の相違（例：棚卸資産の内訳に最後の行に記載される「その他」と「その他の棚卸資産」は同一）

3-3. タクソノミ要素リスト（案）の作成方法

国際会計基準詳細タグ付けタクソノミ要素リスト（案）は、我が国における国際会計基準財務諸表の開示例の調査を基礎に次のものを参考に作成しています。

- ・ IFRS基準書
- ・ 「国際会計基準（IFRS）に基づく連結財務諸表の開示例」（平成28年3月31日 金融庁）
- ・ 「国際会計基準（IFRS）に基づく四半期連結財務諸表の開示例」（平成28年7月8日 金融庁）

なお、EDINETタクソノミは、会計基準又は会計規則の一部でないことに御留意ください。

3-4. 要素設定の考え方

要素設定の考え方は日本基準の要素設定の考え方（「2017年版EDINETタクソノミの公表について」（<http://www.fsa.go.jp/search/20170228.html>）に掲載する『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』を参照）に準じています。次の点に御注意ください。

- ・ 同一の表示名称であっても、異なる意味で複数回出現する可能性があるものは、計上区分ごとに別要素と考えます。
例：売上原価の内訳における「従業員給付費用」と販売費及び一般管理費の内訳における「従業員給付費用」は異なるタクソノミ要素とします。
- ・ 異なる計上区分で同一の表示名称が複数回出現する可能性があっても、異なる意味で出現しないものは、1つのタクソノミ要素とします。
例：研究開発費、為替差益、為替差損
- ・ 勘定科目間の親子関係及び集計科目の集計対象は、必ずしも固定的なものではありません。必要に応じて、提出会社ごとに組み替えるものと考えます。
- ・ 財務諸表本表の勘定科目と注記事項の勘定科目の間に明確な区分はありません。タクソノミ要素リスト（案）において注記事項中のタクソノミ要素として記載されているものの多くは、財務諸表本表で用いることも可能です。

3-5. 他のEDINETタクソノミとの関係

国際会計基準の詳細タグ付けに用いるタクソノミは、独立した分割単位のEDINETタクソノミとする予定です。原則として、日本基準の財務諸表との間でタクソノミ要素を共有することはありません。

ただし、「事業セグメント [軸]」は、開示府令タクソノミ中のものを国際会計基準においても利用する前提です。

3-6. 英語ラベルについて

EDINETタクソノミの英語ラベルは参考情報の位置づけです。タクソノミ要素の選択は、日本語ラベルに基づきます。各社ごとの最適な英訳は、各社ごとの状況に基づき異なる可能性があるため、提出者別タクソノミにおける英語ラベルの上書きを可としています。

国際会計基準詳細タグ付けタクソノミ要素リスト（案）の英語ラベルは、次のものを参考に設定しています。

- ・ IFRS基準書
- ・ IFRS任意適用企業が公表しているIFRS財務諸表英訳

4. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

時期	予定
平成29年4月3日	タクソノミ要素リスト（案）への意見募集の締切り
平成29年12月頃	EDINETタクソノミ（CG・IFRS詳細タグ付け対応版）（案）を公表し意見募集
平成30年3月頃	EDINETタクソノミ（CG・IFRS詳細タグ付け対応版）の公表（タクソノミを用いた提出ファイルのバリデーション・テストがEDINET提出者サイトで可能になります。）

予定する適用時期は次のとおりです。

対象書類	適用時期
有価証券報告書	平成31年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類から適用
四半期報告書及び半期報告書	平成31年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類から適用
有価証券届出書	平成31年3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類から適用

以上